

補助金等取扱基準

補助金等の名称	担い手確保・経営強化支援事業補助金
補助事業等の標目	意欲的な取組により農業経営の発展を目指す担い手に対し、必要となる機械や施設の導入等を支援することで、次世代を担う経営感覚に優れた人材を育成し、持続可能な生産構造の実現を図る。
補助事業等の対象者	担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の1に規定する融資主体型補助事業（以下「補助事業」という。）を行う者
補助対象経費	補助事業に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内の額とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和7年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和11年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金交付決定前に着手した補助事業に要した経費は、補助対象外とする。ただし、要綱に基づく事業計画の承認を得ている事業に関する費用については、この限りではない。
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

令和8年3月23日 制定（令和 8年 3月23日 施行、令和 7年 4月 1日 適用）